

平成 29 年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

一定の要件の下、個人番号の記載が不要となる場合があります。

平成 29 年分 給与所得者の扶養控除等 (異動)

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。



税務署長 板橋 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 株式会社 ○○○○	(フリガナ) あなたの氏名 佐藤 和夫	あなたの個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7
給与の支払者の法人(個人)番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	あなたの個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	住所 東京都千代田区霞が	住所 〒100-0001

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記します。

あなたの個人番号を記載します。

国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない親族

所得の見積額が 38 万円を超える人は、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に該当しません。

所得が給与等のみの場合には収入金額が 103 万円以下、公的年金等のみの場合には収入金額が 158 万円以下(年齢 65 歳未満の人は収入金額 108 万円以下)であるとき、所得は 38 万円以下になります。

控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載します。

控除対象扶養親族が、年齢 19 歳以上 23 歳未満(平成 7 年 1 月 2 日~平成 11 年 1 月 1 日生)の場合に○を付けます。

控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

年末調整の際に、送金金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出したこの申告書に送金金額等を記載します(送金関係書類等の添付等が必要です。)

氏名	生年月日	年齢	関係	住所	所得
佐藤 洋子	43.1	43	同居老親等	1234 Kokuzei Street, USA	70,000
佐藤 守	8.2.4	20	同居老親等	1234 Kokuzei Street, USA	0
佐藤 茂	13.3.30	16	同居老親等	1234 Kokuzei Street, USA	0
佐藤 隆雄	14.5.8	15	同居老親等	1234 Kokuzei Street, USA	300,000

控除対象扶養親族は、年齢 16 歳以上(平成 14 年 1 月 1 日以前生)の扶養親族を記載します。

控除対象扶養親族が、年齢 70 歳以上(昭和 23 年 1 月 1 日以前生)の場合には次のとおりいずれかに○を付けます。
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき⇒「その他」

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	障害者	本人	控除対象配偶者	扶養親族	2 寡
	一般の障害者				3 特別の寡婦
	特別障害者				4 寡夫
	同居特別障害者				5 勤労学生

年齢 16 歳未満(平成 14 年 1 月 2 日以後生)の扶養親族も対象となります。

2~5については、あなたが寡婦等に該当する場合に○を付けます。

左記の障害者等に該当する(人がいる)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

○住民税に関する事項

氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	所得	異動月日及び事由
佐藤 勝	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	15.10.15	東京都板橋区大山東町 35-1	0	

年齢 16 歳未満(平成 14 年 1 月 2 日以後生)の扶養親族を記載します。

国内に住所を有しない扶養親族

①「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書の記載例

(この記載例は、平成29年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(以下「控除申告書」といいます。))の書き方の例です。
なお、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を受ける場合は、控除申告書の④欄の計算における控除率が異なっていますので、ご注意ください。

①欄及び⑥欄には、2か所以上の金融機関等から残高等証明書の交付を受けている方は、その全ての証明書に基づいて、それぞれ①欄又は⑥欄に記入します。(住宅借入金等の借換えを行った場合又は連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、右の説明をご覧ください。)
①欄は、残高等証明書に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します。なお、②の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④又は⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、税務署におねください。

②欄の記入に当たっては、取得対価の額を家屋と土地等に区分しないで合計額を確定申告書に記入している場合には、下部の証明事項の③の金額を④欄及び⑥欄に記入します(この場合には、証明事項の③の金額の左側に「計」が表示されています。)

③欄は、下部の証明事項の④・⑤・⑥の面積及びその割合を記入します。なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。
※③欄の③の記入について
控除申告書③欄の③の記入に当たっては、④欄の③の割合と⑤欄の③の割合と⑥欄の③の割合が、同じ場合は④欄の③の割合又は⑤欄の③の割合をいき、異なる場合は④欄の③の割合を省略して、⑥欄の③に下の算式により計算したと記すことと併せて金額の合計額を書きます(下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください。)

$$\frac{\text{④欄の③の面積}}{\text{④欄の③の面積} + \text{⑤欄の③の面積}} \times \frac{\text{④欄の③の割合}}{\text{④欄の③の割合} + \text{⑤欄の③の割合}} = \text{③欄の③の割合} \quad \text{円}$$

$$\frac{\text{⑥欄の③の面積}}{\text{④欄の③の面積} + \text{⑥欄の③の面積}} \times \frac{\text{⑥欄の③の割合}}{\text{④欄の③の割合} + \text{⑥欄の③の割合}} = \text{③欄の③の割合} \quad \text{円}$$

④欄は、下部の証明事項の⑦・⑧の金額及びその割合をそれぞれ記入します。なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

⑤欄及び⑧欄は、記入の必要はありません。

「備考」欄の記入に当たっては次によります。
1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合は、「災害発生日平成〇年〇月〇日」と記載します。
2 ③欄の③の記入に当たり、「③欄」の書き方の算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

「年間所得の見積額」欄には、その年の1月1日から12月31日までの合計所得金額の見積額を記入します。
(注)「合計所得金額」とは、総所得金額、特別控除前の特除所得の長(短)期間所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分譲課税の上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る譲渡所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。
ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前金額をいいます。
※平成29年分の確定申告において適用される法律に基づいています。

この欄は控除申告書の提出を受けた給与の支払者が記載します。

平成29年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超えらるは提出できません。)

年間調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたため、申告します。

給与支払者(法人)	〇〇株式会社	給与支払者(個人)	国税太郎
給与支払者(住所)	〇〇市△△町×-×-×	給与支払者(住所)	〇〇市△△町×-×-×
住宅借入金等の内訳	10,000,000	12,500,000	22,500,000
家屋又は土地等の取得対価の額	70,000	80,000	100
住宅借入金等の内訳	70,000	80,000	100
住宅借入金等の内訳	19,750,000		19,750,000
住宅借入金等の内訳	19,750,000		19,750,000
年間所得の見積額	19,750,000	8,800,000	39,500,000
特定増改築等の費用の額	197,500		

※この申告書は、給与支払者(法人)が提出するものと、給与支払者(個人)が提出するものとがあります。この申告書は、給与支払者(個人)が提出するものです。

平成29年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

左記の方が、平成28年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

〇〇市△△町×-×-×

国税太郎 様

平成29年 10月16日

住宅借入金等の内訳	10,000,000	12,500,000	
家屋又は土地等の取得対価の額	70,000	80,000	
住宅借入金等の内訳	70,000	80,000	
住宅借入金等の内訳	19,750,000		200,000

(注1) 証明事項の各欄は、平成28年分の申告に基づいて記載しています。なお、「家屋又は土地等の取得対価の額」は、補助金等の額及び住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額を控除した後の金額です。
(注2) この記載例は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合について説明しています。

【住宅借入金等の借換えを行った場合】

住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を控除申告書④欄又は⑥欄に記入します。

本年の住宅借入金等の年末残高 × $\frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$

【連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合】

連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合には、次の設例を参考に連帯債務による住宅借入金等のうちあなたの負担すべき部分の年末残高を計算し、控除申告書④欄又は⑥欄に記載します。

○設例(中央の証明書兼申告書は、この設例に基づいて記載しています。)

平成28年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

作成した計算明細書を使用する際には、平成28年分の確定申告書に添付してください。

住宅借入金等の借換えた金額

借換えた金額	4,000,000,000
借換えた金額	1,500,000,000
借換えた金額	2,500,000,000

居住取得資金に係る借入金等の年末残高等証明書

住宅借入金等の借換えた金額	4,000,000,000
借換えた金額	1,500,000,000
借換えた金額	2,500,000,000

住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等証明書

住宅借入金等の借換えた金額

住宅借入金等の内訳

住宅借入金等の金額

借入期間又は借入期間

連帯債務者

連帯債務による住宅借入金等の年末残高(円) × あなたの負担すべき割合(%) = 連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうちあなたの負担すべき部分の年末残高(円)

39,500,000 × 50 = 19,750,000

(注)「あなたの負担すべき割合」については、原則として、計算明細書の④欄によります。

「備考」欄に、他の連帯債務者から、「私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高〇〇〇〇のうち、〇〇〇〇円を負担することとしています。」等の文言、住所及び氏名の記入と押印を受けてください。その方が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入を受けてください。
なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。